
平成24年第2回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成24年6月22日(金)

1. 議事日程第5号

平成24年6月22日(金) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 追加議案の上程
 - 第 3 町長の提案理由の説明
 - 第 4 追加議案の質疑
 - 第 5 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 6 討論
 - 第 7 採決
 - 第 8 議員派遣について
 - 第 9 委員会の継続審査の付託について
 - 第10 議員発議
意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
- 日程第 2 追加議案の上程
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 追加議案の質疑
- 日程第 5 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
- 日程第 6 討論
- 日程第 7 採決
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 委員会の継続審査の付託について
- 日程第10 議員発議
意見書(案)の提出について

出席議員（16名）

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	宿 利 俊 行	12 番	清 藤 一 憲
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	大 蔵 順 一	議事係 長	小 野 英 一
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	教 育 長	本 田 昌 巳
総務課 長	帆 足 博 充	まちづくり 推進課 長	麻 生 太 一
環境防災課長兼 基地対策室長	中 島 圭 史	税 務 課 長	帆 足 浩 一
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	本 松 豊 美
建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之	農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	梅 木 良 政
商工観光振興 課 長	村 木 賢 二	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六	教 育 総 務 課 長	穴 本 芳 雄
学校教育課長	米 田 伸 一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司
行政係 長	石 井 信 彦		

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いを申し上げます。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますので、ご協力願います。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

ただちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について（議会運営委員長報告）

○議長（高田修治君） 日程第1、日程変更について、議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長宿利俊行君。

○議会運営委員長（宿利俊行君） 皆様、おはようございます。

6月22日、町長より追加議案の申し出がありましたので、9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果についてご報告いたします。

議案第59号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について及び議案第60号、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。その結果、追加議案は喫緊を要する案件であり、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び質疑、討論、採決までお願いしたいと思います。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） ただいま、議会運営委員長より、委員会の協議結果について報告がありましたが、あらかじめお手元に配付されております変更日程表のとおりしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、変更日程表のとおり行うことに決しました。

日程第2 追加議案の上程

○議長（高田修治君） 日程第2、追加議案件の上程を行います。

追加議案は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定案件と一般会計補正予算案件の2議案で

あります。議会運営委員会委員長報告のように、追加議案は喫緊を要する案件であります。議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び議案質疑、討論、採決までいきたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第59号及び議案第60号は、上程することに決しました。事務局長に議案の朗読をさせます。

大蔵事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第59号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

議案第60号 平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）

以上であります。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（高田修治君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日は、平成24年第2回玖珠町議会定例会の閉会日でございますが、追加議案をお願いいたしましたところ、日程の変更のお取り計らいと上程のためのご配慮をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げました追加議案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

お手元に配付しております追加議案集の1ページ目をお開きください。

議案第59号でございます。

議案第59号は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

本案につきましては、平成22年7月16日、玖珠町営塚脇地区プールでの体育の授業中、深いほうのプールへの児童の入水を許し、3名の教師で監視していたものの、目が行き届かず、和解の相手方のお子さん、当時小学2年生の男児でございますが、溺死させた事故で、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、町の義務に属する死亡事故の損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本案を提出し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号は平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）であります。

本案は、議案第59号の提案に伴うものであります。

予算書は別冊となっております。

予算書の1ページ目をお開きください。

一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,547万円を追加し、歳入歳出それぞれ86億2,534万3,000円といたすものでございます。

第1表歳入歳出予算補正であります。4ページをお開きください。

歳入につきましては、繰入金及び諸収入の計上であります。

6ページ、7ページ目をお開きください。

歳出につきましては、総務費及び教育費の計上であります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書でご説明申し上げます。

説明ページが、ちょっと相前後いたしますが、予算書の13ページ目をお開きください。

歳出を先にご説明申し上げます。

10款1項2目、事務局費の3,047万円は、和解による賠償金の計上であります。

2款1項1目、一般管理費の500万円は、弔意を表すものとして、玖珠町総合災害補償規程に基づく死亡給付金の計上であります。

12ページ目をご覧ください。

歳入であります。21款5項3目、雑入の3,464万3,000円は、全国町村会損害賠償保険金及び全国町村会補償保険金の計上であります。

19款1項1目、繰入金の82万7,000円は、一般財源の計上であります。

以上、追加上程いたしました2議案の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

日程第4 追加議案の質疑

○議長（高田修治君） 日程第4、追加議案の質疑を行います。

議案集1ページです。

議案第59号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） なしと認めます。

議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終わります。

日程第5 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議 長（高田修治君） 日程第5、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成24年第2回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案3件について、6月14日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第53号 辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定について

本案は、辺地（山浦辺地）に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、平成28年度までの総合整備計画を策定するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第54号 辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の変更について

本案は、辺地（大野原辺地）に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、その内容を一部変更するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第58号 平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）について

本案は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,987万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億8,987万3,000円とするものであります。

補正の主な項目として、歳出の項目では、①一般管理費の100万円は、来庁舎のための役場案内をわかりやすくするため、庁舎玄関案内板などの備品整備を実施、②自治振興費の352万7,000円は、玖珠自治会館駐車場整備設計委託及び旧森自治会館解体設計委託を予算計上するもの、八幡自治会館内のトイレ改修工事の実施、③畜産事業費の1,990万円は、畜産振興対策として養豚畜舎整備を実施するものに対する整備事業費の補助を実施、④都市計画総務費の214万2,000円は、街なみ環境整備事業におけるポケットパーク整備実施計画委託などを予算化するもの、⑤消防施設費の210万2,000円は、消防施設整備事業（消防詰所建築分）における実施設計委託などを予算計上するもの、⑥消防防災費の202万1,000円は、玖珠町地域防災計画ダイジェスト版の全戸配布及び防災士養成研修関連経費を予算計上するもの、⑦久留島武彦研究所費の119万8,000円は、本年4月1日に久留島武彦研究所がメル

サンホール内に発足した。これに伴い、研究所での事務経費、環境整備費を計上した。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 町たばこ税の増収について、その要因は。

(答) たばこの値上がり分が税の増税になっています。

(問) 町内のコンビニで販売されたたばこは、町の税収となるのか。

(答) たばこ税として町に入ります。

(問) 橋梁長寿命化計画についての説明を。

(答) 平成21年から22年度に橋梁の現状を点検し、平成23年度に点検した結果に基づいて橋梁長寿命化計画を策定しました。町道に架かる橋梁は全部で199橋あり、多くの橋梁が昭和40年代に建設され、近い将来、架け替えの時期を迎えますが、これまでのように途中で補修等をせず、橋梁の寿命が来たら架け替える方法では、一時的に多額の架け替え費用が集中することとなるため、一定の補修レベルになった時点で補修を行うことで橋梁の長寿命化を図ることにより、予算の縮減及び平準化を行うものであります。

(問) 旧森自治会館の解体委託料について、これまで地元で貸すとか壊すとか、町の考え方が一転、二転してきたかのようにも見受けられる。町の方向性を示し、住民の不信感を取り除いてもらいたい。

(答) 町の方針は、本年度中に取り壊しを行います。これまで、地元より地域の行事などに使用したいので取り壊さないでもらいたいという要望もありました。最終的には、森地区コミュニティ協議会にも意見を求め、その結果、取り壊す方針となりました。これまで童話祭のメイン会場や地区の諸行事などに利用されてきましたが、水と電源の確保などの要望もあり、この件については配慮していきます。

(問) 旧森自治会館にあるプレハブ倉庫について残してもらいたいのだが。

(答) 残す方向にしています。

(問) 玖珠自治会館の駐車場の工事はいつ行うのか。

(答) 駐車場舗装工事と、駐車場と自治会館の間の側溝の安全対策や街灯についても検討しています。それらを含めて、今年度中に整備をします。

(問) 久留島武彦研究所の設置期間はいつまでか。また、研究を基にどのようなまちづくりを考えているのか。

(答) 期間については、永続的な考えはないです。今後のまちづくりについては、研究の成果をもとに、二、三年の中でまちづくりの方向性を提案していただきます。

(問) 防災事業は町の事業のみが該当か。福岡では玄海原発が事故を起こした場合の被害想定等の事業を行っているが、そういったものは対象にならないのか。

(答) 今の補助は、町の事業に対してであり、玄海原発の件については承知していません。今後、会議等で県に聞いてみます。

(問) 防災士の養成について。

(答) 消防団員、自治委員、民生委員、役場職員及び一般住民など200名の受講を予定しています。
現在、防災士は町内に四、五名しかいません。

(問) 文化財振興費の50万円について説明を。

(答) これまで、旧久留島庭園の草刈りは神社と氏子で行ってきましたが、国指定となり、今年から観光協会に委託して行います。

(問) 八幡自治会館のトイレの改修はいつ行うのか。

(答) 補正予算が議決されれば早急に実施します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案3件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長(高田修治君) 総務常任委員会報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番繁田弘司君。

○15番(繁田弘司君) 1点お尋ねしたいのは、久留島武彦研究所の設置期間ですね、おおよそ二、三年というふうなお答えが出てますが、その中で、今、金さんが久留島武彦を専門的に研究してまうね。そのノウハウを、例えば誰か臨時雇用か嘱託職員として1名、金さんが指導して、玖珠町の久留島武彦についてのエキスパートをつくることはできないかというような質疑はありませんでしたか。

○議長(高田修治君) 委員長。

○総務常任委員長(秦 時雄君) そういう質疑はありませんでした。また、執行部からのそういう説明はありませんでした。

○議長(高田修治君) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○議長(高田修治君) 質疑なしと認めます。

総務常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長(繁田弘司君) 産業建設常任委員会報告。

平成24年第2回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました陳情5件について、6月14日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告いたします。

開会后、書類審査に先立ち、陳情5件について現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会次第により陳情第2号から審査を行いました。

1 陳情第2号 町道四日市・下綾垣線六反田橋架け替え工事についての陳情書

本陳情は、玖珠町大字太田2296番地の5、八幡地区自治組織運営協議会会長、長尾嘉泰氏より提出

されたものです。

要旨は、六反田橋は建設から46年が経過し、老朽化が進み危険な状況にあり、また道路幅も狭く、緊急車両の通行にも支障を来していることから、早急な架け替えについてのお願いであります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

2 陳情第4号 町道かまどヶ岩線幅員拡幅改良整備についての陳情書

本陳情は、玖珠町大字古後1481番地、古後地区道路委員会会長、嶋津徳光氏外30名より提出されたものです。

要旨は、県道43号線と県道702号線を結ぶ町道かまどヶ岩線の幅員拡幅改良整備についてのお願いであります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

3 陳情第5号 町道平原線路面改良整備についての陳情書

本陳情は、玖珠町大字古後1481番地、古後地区道路委員会会長、嶋津徳光氏外58名より提出されたものです。

要旨は、県道43号線と県道402号線を結ぶ町道平原線の路面改良整備についてのお願いであります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

4 陳情第6号 杉河内地区集落内道路の町道編入に伴う陳情書について

本陳情は、玖珠町大字山浦杉河内、杉河内自治委員、河野義秋氏、道路建設委員、渡辺公明氏外21名より提出されたものであります。

要旨は、集落内道路で杉河内公民館前から鬼池地区までの延長約430メートルの町道認定（編入）についてのお願いであります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

5 陳情第7号 町道柿西線一部拡幅についての陳情書

本陳情は、玖珠町大字戸畑、柿西自治委員、秋好憲生氏、矢野自治委員、矢野忠芳氏、栃の木自治委員、衛藤忠男氏、市の村自治委員、湯浅定夫氏、老兼集落代表、佐藤輝幸氏より提出されたものです。

要旨は、町道柿西矢野線の柿西集落内の一部拡幅についてのお願いであります。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました陳情5件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議 長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 文教民生常任委員会報告を行います。

平成24年第2回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案3件、請願1件、陳情1件について、6月14日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第55号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に伴う条例の制定について

本案の条例制定の主な要因は、7月8日付で外国人登録法が終了することに伴い、7月9日から外国人が住民基本台帳法の中に入ることにより、今まで外国人登録証明一部当たり300円を徴収していましたが、それが廃止になるので、手数料条例の一部を改正するものであります。

委員より、登録証は外国に帰るときに返却しているのかと質疑がありました。執行部より、登録原票は町のほうで閉鎖し、外国人登録証明書は本人が入国管理局へ返却していますと回答がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第56号 玖珠町老人及び重度障害者等介護手当支給条例の一部を改正する条例について

本案の条例改正の主な要因は、在宅で重度障害者の介護をしている人に介護手当を年額5万円支給していましたが、県下の情勢をかんがみて、また在宅介護者への支援として月額1万円、年額12万円に増額すること、また条例中の用語、文言を変更するものであります。

委員より、①法が変わるのか。②対象者はどのぐらいいるか。③デイサービスに通っていてもよいのか。④これからは障害者などの文言は要介護者というようになるのかと質問がありました。

執行部より、①法によるものでなく、町独自の施策です。②現在は、高齢者介護10名と障害者介護が5名ですが、少しずつ増加しています。③デイサービスなどの在宅サービスを利用していてもよいです。④これからは、要介護者等になりますと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第57号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

本案は、議案第55号と同じく、外国人登録法の廃止によるもので、広域連合において規約変更は行いますが、大分県内市町村議会で承認を得なければならないために上程するものであります。

委員より特に質疑はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 請願第2号 人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願書

本請願は、大分県教職員組合玖珠支部執行委員長、穴井有司氏と玖珠町公立小中学校PTA連合会会長、梅木和生氏外玖珠町小中学校PTA会長一同により提出されたものであり、紹介議員は中川英則氏であります。

本請願の趣旨は、①少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みにして教育環

境を整備するため、30人以下の学級にすること。②教育の機会均等と水準の維持を図るため、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元することを求めるために、国の関係機関へ意見書を提出してほしいというものであります。

委員より、①OECD諸国との現況比較について。②玖珠町の現状について、また30人以上の学級はあるのか。③地方交付税の旅費、教材費についてはどうなっているのかと質問がありました。

執行部より、①については、OECD諸国に比べると日本は上限人数が多いです。②玖珠町は小規模校が多く、30人以上は塚脇小学校の4年生、玖珠中学校の3年生のみとなっています。③玖珠町では、中学校においては算定金額を超えていますが、小学校においては算定金額に達していませんと回答がありました。

審査の結果、本請願は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

5 陳情第3号 ホッケー競技の振興と普及に伴うメルヘンの森スポーツ公園ホッケー場の充実についての陳情

本陳情は、大分県ホッケー協会会長、吉光幸夫氏外10名より提出されたものです。

本陳情の趣旨は、平成25年度全国高校総合体育大会のホッケー競技が玖珠郡において開催されるが、多くの競技関係者や応援者の観戦が予想されると同時に、決勝戦は観覧スタンドが義務づけられており、これから普及、拡大するためにもホッケー場の充実をしてほしいというものであります。

委員全員で審議前に現地確認を行い、審査を行いました。

委員より、大会のたびに仮設スタンドを設置するのはもったいない、県への補助金要求は、仮設でなく常設にしてもらうように議会からも県へ要望してもよいのではと意見がありました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案3件、請願1件、陳情1件について、審査の結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 2ページの中で、請願第2号についてお聞きします。

本請願の趣旨はということで、2項目のところに教育の機会均等と水準の維持向上を図るためということで請願が出ておりますが、この中で、学力向上についての特に意見はなかったかお聞きします。

○文教民生常任委員長（河野博文君） 学力向上についてのお話はしておりません。

○議長（高田修治君） ほかに、質疑。

1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 1番廣澤です。

教育の最大の目的というのは、学力を上げることだと思うんですね。この文章をいいますと、その

手段は書かれてるんだけど、例えば人数を減らす、それから丁寧な教育指導をする、その結果、
どういう学校像を求めるの、生徒像を求めるのと、こういう文言がこの文章から欠落しているように
感じるんですが、この辺について、文言の修正をしたほうがいいんじゃないかという意見交換はされ
たのかどうかお伺いします。

それからもう1点ですけども、ある資料によりますと、学力の、秋田と新潟ではトライをされて
いるけれども、確かに学習能力は上がったと。だけど、それと少人数の相関関係は検証されてないと
書いているんですね。むしろ、秋田と新潟は、先生たちはすごい努力をしたということを書かれてる
んですが、そういう先生たちの努力はどうなんだろうということは論議されなかったのかというのが
2つ目。

それから3つ目として、メリットもあるけれども、デメリットもあるんですね。例えば、行事をす
るときに少人数だとなかなかできない、あるいは価値観の多様化が、これが消滅しちゃう可能性もあ
ると、こういう価値観について、3つについて意見はされなかったかお伺いします。

○文教民生常任委員長（河野博文君） まず、請願の文書についての訂正というような話は出ておりま
せん。後ほどまた、意見書出しますけれども、意見書のほうは若干訂正しております。

それから、今言われました、多いがいいか、少ないがいいか、これはいろいろあると思うんですけ
れども、今回のこの中の審議に当たっては、それについては余り深くは話しておりません。

以上です。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、委員会の審査報告の結果並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第6 討論

○議 長（高田修治君） 日程第6、これより討論を行います。

議案第53号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第54号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第55号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第56号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第57号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第58号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第59号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第60号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

日程第7 採決

○議 長（高田修治君） 日程第7、これより採決を行います。

議案第53号は、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定についてであります。

別に反対の意見もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第53号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決する

ことに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号は、辺地(大野原辺地)に係る総合整備計画の変更についてであります。

別に発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第54号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に伴う条例の制定についてであります。

別に反対の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号は、玖珠町老人及び重度障害者等介護手当支給条例の一部を改正する条例についてであります。

反対の意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号は、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号は、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第60号は、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件について、採決を行います。

請願第2号、人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出に関する請願書について、委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情6件について、採決を行います。

陳情第2号、町道四日市・下綾垣線六反田橋架け替え工事についての陳情書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号、ホッケー競技の振興と普及に伴うメルヘンの森スポーツ公園ホッケー場の充実についての陳情について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、陳情第3号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、町道かまどヶ岩線幅員拡幅改良整備についての陳情書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第4号は、採択することに決定しました。

次に、陳情第5号、町道平原線路面改良整備についての陳情書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第5号は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号、杉河内地区集落内道路の町道編入に伴う陳情書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第6号は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第7号、町道柿西線一部拡幅についての陳情書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第7号は、採択することに決定いたしました。

日程第8 議員派遣について

○議長(高田修治君) 日程第8、議員派遣について議題といたします。

本定例会より9月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第9 委員会の継続審査の付託について

○議長(高田修治君) 日程第9、委員会の閉会中の継続審査について、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会から、会議規則第75条の規定に基づき、委員会の所管事務について、閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会の所管事務に関する継続審査の件を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会の各委員長の申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査の付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会は、閉会中に

においても所管事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

日程第10 議員発議

・意見書（案）の提出について

○議長（高田修治君） 日程第10、議員発議を議題とします。

お手元に配付しております発議第3号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第3号 少人数学級の推進など定数改善及び義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者、7番河野博文君。

○7番（河野博文君）

発議第3号

平成24年6月22日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者	玖珠町議会議員	河野博文
賛成者	々	尾方嗣男
	々	大谷徹子
	々	宿利忠明

少人数学級の推進など定数改善及び義務教育費国庫負担制度
2分の1復元を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

少人数学級の推進など定数改善及び義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）

学校教育の充実のために、日々ご努力されていることに深く敬意を表します。

さて、現在多くの都道府県で、子どもたちの実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。しかしながら、日本はOECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や、教員1人あたりの児童生

徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

一方で、「義務教育費国庫負担制度」の情勢は依然として厳しいものがあります。この制度は、国が地方に対して教育に関わる財源として交付するもので、三位一体改革により国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられましたが、子どもたちに豊かな教育を保障するためには、大変重要な制度です。

教育の機会均等の観点から、子どもたちが全国どこに住んでいても、一人ひとりにきめ細やかな教育を保障するためには、30人以下学級や複式学級の解消などの教育条件整備が必要です。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。財政論をふまえつつも、教育論の観点から、次の事項の実現について強く要望いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並のゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

大分県玖珠町議会

議長 高田 修 治

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 殿

内閣官房長官 藤 村 修 殿

文部科学大臣 平 野 博 文 殿

財 務 大 臣 安 住 淳 殿

総 務 大 臣 川 端 達 夫 殿

以上でございます。

○議 長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

1 番廣澤俊幸君。

○1 番（廣澤俊幸君） 1 番廣澤俊幸です。事前に届け出をしてなくて、大変申しわけございません。お許してください。

先ほど、文教民生委員会委員長報告のときに、私、質問をさせていただきましたが、やっぱり学力レベルをどうやって上げるのかというところの視点が少し欠けているように考えるものです。

したがって、もう一度この辺については、掘り下げて検討したほうがよろしいんじゃないかと思っております。

国庫負担については、これは異議はございません。

以上です。

○議 長（高田修治君） ほかに反対意見の発言ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 5 番中川英則です。賛成意見を述べさせていただきます。

今回、大分県教職員組合玖珠支部、玖珠町公立小中学校PTA連合会からの請願に対し、文教民生委員会に付託を受け、審議し、全会一致で可決した意見書の提出については賛成であります。

理由としまして、一つは学級人数の問題であります。

文部科学省は、平成23年度から28年度までに現在の40人学級を35人学級に推し進めようとしております。しかし、財務省の予算配分でなかなか進まない状況にあると聞いております。

また、平成28年度以降には、現在、大分県が進めていますOECD諸国並みの30人学級の方角も考えていると言われております。

PTAが求めています意見書の提出につきましては、1クラス40人という人数の多さによる学級経営の問題、教育向上への弊害、また現在の状況であれば、41人いなければ2クラスにならないギャップ、中学が終わるまでクラスがえのない閉塞感の改善であります。

もう一つは、三位一体改革により補助金が2分の1から3分の1に削減されたことでもあります。

交付税に算入されていると言われておりますが、国の赤字は1,000兆円を超えたとも言われております。また、高齢化社会が進む中で、社会福祉扶助費は毎年1兆円は増えているとも言われております。この国の現状を見ますと、交付税の削減はおのずから予想できるものであります。

地方自治体の財政の安定とPTAが求めています教育現場の安定、大分県と玖珠町が進めています教育の向上のためにも、文教民生委員会が議論、可決しました請願に対する意見書に対して、皆様に賛成をしていただきますようお願い申し、賛成の意見を終わります。

○議長（高田修治君） ほかに賛成意見の発言ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号、少人数学級の推進など定数改善及び義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）の提出について、反対意見の発言がありましたが、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高田修治君） 起立多数です。着席ください。

よって、本意見書案は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成24年第2回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る6月11日から本日までの12日間にわたって開かれ、専決処分の承認を求める案件10件、辺地計画の策定・変更案件2件、条例制定案件1件、条例の一部改正案件1件、規約の変更案件1件、平成24年度補正予算案件1件の計16議案と、報告案件3件、そして本日の追加議案といたしまして、損害賠償案件1件、平成24年度補正予算案件1件につきまして上程させていただいたところでございます。

議員各位におかれましては、それぞれの議案について、慎重なるご審議を賜り、いずれの案件もご承認をさせていただきましたことに対して、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、本定例会の開催中に議案質疑、常任委員会、一般質問など、それぞれの審議におきまして、町行政全般にわたり真摯なご議論と多くのご意見、ご提案等いただきました。

具体的なお意見、ご提案の町政への反映につきましては、内部討議をさらに進め、可能な限りスピード感を持って実施に向けた対応を行ってまいりたいと思っております。

諸般の報告を、ちょっと2件申し上げさせていただきます。

今月15日の夕方、陸上自衛隊西部方面総監部・九州防衛局が発表いたしました日米共同訓練について、発表から現在までの経緯及び今後の予定につきましてご報告申し上げます。

陸上自衛隊及び米海兵隊の部隊による日米共同訓練が、相互運用性の向上を図る目的で、日出台演習場で実施されることが大要という形で発表され、マスコミから報道されています。

その内容につきましては、実施時期は8月中旬から下旬で、実施部隊は、日本側が西部方面第41普通科連隊（別府駐屯地）の1個中隊など。そして、アメリカ側は、第3海兵師団、戦闘攻撃大隊の1個中隊などであり、実弾使用などを含む訓練内容につきましては、現時点で不明であります。まだ、実際、何も説明を受けておりません。わかり次第伝えるということでございます。

6月18日の夕方に、日出台南部地区の代表者6名の方が来庁されまして、今回の訓練に対する問題点や要望等につきまして、申し入れを受けたところであります。

このことにより、翌19日の午後1時から、基地対策特別委員会が急遽開催されまして、共同訓練の概要及び18日の日出生台南部地区代表者の要望事項などの内容につきまして、説明を行ったところでございます。

委員の皆様からの、主な意見といたしましては、今回の発表は大要であり、期間、人数、訓練など現時点でははっきりわかっていない。地元では、演習の拡大につながるのではないかと危惧している。九州防衛局が町に説明に来るといいうが、遅くとも7月上旬までに来ないと地元の採草放牧に影響が生じる。また、地元説明を行ってもらいたい。執行部は早目に日程を調整するように。また、地元住民は、昨年の大規模な自衛隊の演習時に突然4日間立ち入りを禁止されたことから、今回もそうなるのではないかと心配している。前回、平成14年の日米共同訓練は11月で、採草には影響がなかったが、今回は夏季であるために影響がある。沖縄の県道104号線越えと比べて兵員の数が多くなりそうだ、交付金の増額を要請したらどうかなど、ご意見、ご指摘をいただきました。現在、その対応の検討を進めているところでございます。

前回の日米共同訓練の対応につきましては、役場内に対策本部を設置し、朝夕の巡回パトロール、土日の日直及び広報によるお知らせなどの対策を行ってきております。

今後の取り組みにつきましては、6月28日に県庁で行う、今回の日米合同訓練に対する関係自治体との対策会議の開催が予定されております。町といたしましては、住民の不安解消と安全確保を図る必要があることから、できるだけ早い時期に九州防衛局の担当者による町・基地対策特別委員会及び地元自治区への説明会の開催を要請していきたいと思っております。

次に、7月1日、今回で11回目となる玖珠町環境保全の日についてでございます。

今年は、7月1日が第1日曜日となり、毎年実施しておりますメルヘン大橋からB&G海洋センター付近までの玖珠川河川敷兩岸の草刈り、ごみ拾いなどの清掃活動を今年も計画しております。

参加者は、毎年500名を超える規模となり、活動の趣旨をご理解いただき、参加者が年々増加しております。参加していただいている方々には、各種団体、企業、自治会などがありまして、積極的なご参加に厚く御礼を申し上げる次第でございます。

暑い中での清掃活動になるかと思いますが、議員の皆様におかれましては多数のご参加をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

さて、今月8日、北部九州は梅雨入りとなりましたが、雨が少なくて心配でありました。台風4号の通過、大きな災害はなかったですけれども、まとまった雨が降り、水のほうは一安心でございませ

た。これから活発な梅雨前線の影響で非常に激しい雨の恐れもあり、大変心配されるところであります。今後の土砂災害などを警戒して、防災には万全の態勢を整えていきたいと考えております。

昨日21日、夏至でありましたが、いよいよこれから夏本番の季節を迎えますが、今年はまたさらに厳しい節電対策が求められています。まさに暑い夏になりそうでございます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意の上、引き続き町政の発展のためご活躍されるようご祈念申し上げまして、平成24年第2回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長（高田修治君） 私からも議会終了に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る6月11日開会以来、本日まで12日間にわたり行われました。議員各位には、この間、終始熱心にご審議を賜り、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたこと、厚くお礼を申し上げます。

町長初め執行部におかれましては、ご協力を賜り、心から感謝申し上げますとともに、議会運営にご協力いただきましたことについても感謝を申し上げる次第でございます。

さて、国会は79日間という会期延長が議決されまして、混乱含みの不透明な状況でもあります。

先ほど、町長から諸般の報告の中になりましたように、日米共同訓練等、日程は決まりましたけれども、まだ中身等、いろんな状況が出てくるのではないかというふうにも思っております。議員としても、しっかりこれを見詰めていかなければと思っておるところであります。

梅雨も、先ほど町長からありました。峠は、雨は越えましたけれども、今後の災害に備えていきたいというふうにも思います。

この夏も大変暑くなると予想されております。議員各位、執行部各位におかれましては、健康管理に十分ご留意の上、町政進展、町民福祉向上のためにご活躍くださいますようお願い申し上げて、閉会のごあいさつといたします。

これをもちまして、平成24年第2回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月22日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 河野博文

署 名 議 員 秦 時 雄